六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。第三項において同じ。）の」に改め、同表再評価令第四条第三項の項中「

同法
適用する改正後厚生年金保険法

」を「

同法附則別表第二
同法の

」に改める。

適用する改正後厚生年金保険法附則別表第二	
適用する改正後厚生年金保険法又は適用厚年法の	

第二十二条中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第二十七条中「給付の」を「給付（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）の」に、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項」に改める。

第二十九条第二項中「改正後厚生年金保険法第二十七条」を「厚生年金保険法第二十七条」に、「第四十三条」を「第三十九条」に改める。

第三十条中「には、」の下に「同項中」を加え、「に掲げる同条の規定中同表の中欄」を削り、同条の表を次のように改める。

附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金	と適用厚年法（附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。）
改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金	と厚生年金保険法

額が、当該	額が、総報酬月額相当額と基本月額から附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十二条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額を控除した額との
と基本月額	と当該控除した額

第三十二条第一項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十三条までにおいて同じ。）」に改め、同条第二項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第三十五条第六項第一号中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第三十六条第一項の表第一項の項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十一条」に、「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に、「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法を」を「厚生年金保険法」に改め、同表第二項の項中欄中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同項下欄中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改め、同表第三項の項中「改正後厚生年金保険法第二十七条」を「厚生年金保険法第二十七条」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十一条」に、「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改め、同条第二項中「適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項」を「適用厚年法附則第十一条第一項」に改める。

第三十九条第一項中「並びに附則第十一条第一項」を「の規定、適用厚年法附則第十一条第一項」に、「並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法」を「、適用する平成六年国民年金等改正法を」に、「改正後平成六年国民年金等改正法を」を「平成六年国民年金等改正法を」に、「以下第四十五条まで」を「第四十五条」に改め、「を適用する改正後平成六年国民年金等改正法」の下に「平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この項及び第四十五条において同じ。）」を加え、「、第二十四条第四項」を「の規定並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項」に改める。

第四十一条の前の見出し中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改め、同条第一項中「適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項から第四項まで並びに適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法附則第十一条第一項並びに適用厚年法」に改め、同条第三項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第四十二条及び第四十三条第一項から第三項までの規定中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第四十五条の見出し中「適用する改正後平成六年国民年金等改正法」を「適用する平成六年国民年金等改正法等」に改め、同条第一項及び第三項中「ついて適用する改正後平成六年国民年金等改正法」を「ついて適用する平成六年国民年金等改正法」に、「、第二十四条第四項」を「の規定並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項」に改める。

第四十六条中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改める。

第四十七条第四項中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改め、同項の表附則第二十一条第一項の項中「同法附則第十一条第二項」を「が厚生年金保険法」に改め、同条第五項中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に、「同表第一項ただし書の項」を「同表附則第二十一条第一項ただし書の項」に改め、同条第六項中「国会議員若しくは」を「国会議員又は」に、「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改め、同項の表附則第二十一条第一項の項中「同法附則第十一条第二項」を「が同法」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項」を「が厚生年金保険法」に改める。

第四十八条中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改める。

第百二十八条第一項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「ならば同法」を「ならば改正後厚生年金保険法」に改める。

第百三十条第一項中「改正後厚年令」を「厚生年金保険法施行令」に改める。

第百四十一条第九項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「ならば改正後厚生年金保険法」を「ならば同法」に改め、同条第十三項中「、第四十四条第一項及び第二項、」を「の規定、厚生年金保険法第四十四条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法」に改める。

第三十九条　平成二十七年地共済経過措置政令の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「の改正後厚生年金保険法」を「の厚生年金保険法」に、「おいて同法」を「おいて同法」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四十条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除